

気象通報による警報が発令された場合の対応について

次の該当地区のいずれかに、暴風・大雨・洪水・大雪・暴風雪警報が発令されている場合について、以下の通り対応する。（令和3年度より、該当地区が下記のように変更となっています）

該当地区	藤井寺市 羽曳野市 松原市 富田林市
------	--------------------

1. 平常授業時

- ①警報が発令されている時間内は、自宅待機とする。
- ②午前7時までに警報が解除された場合は、平常通り授業を実施する。
午前7時現在、警報が発令されている場合は、自宅待機とする。
- ③午前9時までに警報が解除された場合は、3限目より授業を実施する。
- ④午前11時までに警報が解除された場合は、5限目より授業を実施する。
午前11時現在、警報が発令されている場合は、臨時休業とする。
- ⑤その他、特別の事情のため登校できない時は、担任に申し出ること。

2. 定期考査時

- ①午前6時以降について、警報が発令されている場合は自宅待機とし、午前7時で判断する。
- ②午前7時現在、警報が発令されている場合は休校とし、当日の試験は、原則として考査最終日の翌日に実施する。
- ③午前7時までに警報が解除された場合は、考査を実施する。ただし、この場合原則として1限目を10時に開始する。

備考

※藤井寺市、羽曳野市、松原市、富田林市の全てにおいて、警報が発令されていないまたは解除されたが、居住する地区に警報が発令されている生徒は、自宅待機とする（藤井寺市、羽曳野市、松原市、富田林市に居住する生徒は登校）。

※その他、交通ストライキなどで通学の手段がない場合は、1.-⑤に準ずる。

各種特別警報が発令された場合の対応について

（各種特別警報…甚大な災害が発生するおそれがある場合に発表される）

上記の該当地区のいずれかに各種特別警報が発令されている場合について、以下の通り対応する。

1. 平常授業時

- ①午前7時現在、各種特別警報が発令されている場合は、臨時休業とする。

2. 定期考査時

- ①午前6時以降について、各種特別警報が発令されている場合は、午前7時で判断する。
- ②午前7時現在、各種特別警報が発令されている場合は休校とし、当日の試験は、原則として考査最終日の翌日に実施する。
- ③午前7時までに各種特別警報が解除された場合は、考査を実施する。ただし、この場合原則として1限目を10時に開始する。

備考

※藤井寺市、羽曳野市、松原市、富田林市の全てにおいて、特別警報が発令されていないまたは解除されたが、居住する地区に特別警報が発令されている生徒は、自宅待機とする。